

議会改革調査特別委員会中間報告

議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、本年5月13日の第2回臨時会において、議会運営委員会委員による議員発議によって、提案され可決成立した特別委員会であります。政治倫理の向上、デジタルトランスフォーメーションの推進、議員の人材確保、多様な地域ニーズ・課題への対応等について調査し、本市議会の議会改革を目的とする特別委員会で、委員定数を8名として設置されました。

それ以後、これまでの間、10回にわたり会議を開催し、諸課題について検討を重ねてまいりましたが、一定の方向性が示されましたので、本日、中間報告を行うものです。

当委員会では、議案で可決した設置目的から、具体的な検討項目を確定するため、全議員にアンケートを実施いたしました。その結果を受けて検討項目を整理し決定いたしました。確定した検討項目は「政治倫理・資質の向上」、「議員定数の見直し」、「議会のデジタルトランスフォーメーションの推進」、「議員の人材確保」の4項目です。それぞれの検討状況についてご報告申し上げます。

1点目、「政治倫理・資質の向上」については、倫理条例の制定に向けて協議を進めることとし、条例案を作成するに当たり、倫理条例の基本的な6項目「政治倫理基準」「請負等の制限」、「資産の公開」、「住民の審査請求」、「政治倫理審査会」、「問責制度」の内、「資産の公開」を除いた5項目について盛り込むことといたしました。「資産の公開」を除くことについては倫理条例を制定している全国の市議会の状況から判断し、盛り込まないことといたしました。また、現在、議会基本条例第22条第2項で規定している「議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。」という条項については、政治倫理条例を制定するのであれば、そちらへ移行すべきであるとの結論から、その条項を含めた政治倫理条例の素案を策定いたしました。完成した素案につきましては、パブリックコメントを経て、条例案を確定し、こののち議員発議により提案される予定となっております。

次に2点目、「議員定数の見直し」につきましては、合併直後の定数30人から現在の22名への削減に至った経緯について確認し、さらなる削減の必要性について、各議員にアンケートを行った上で検討を行いました。その中で「人口減少は進行しているが、広大な市域を持つ本市にとって、各地区の多様な意見を反映するためには現時点で削減すべきではない」などの発言もあり、意見が拮抗し委員会として一定の方向性を得るまでに至らなかったことから、当委員会では結論を見送り、議員定数見直しについての議論は打ち切ることといたしました。

次に3点目、「議会のデジタルトランスフォーメーションの推進」については、全国の地方議会で導入が進んでいるタブレット導入について検討いたしました。その結果、議案審議をはじめ、議員と議会事務局の連絡調整、リアルタイムの情報共有、ペーパーレス化に

よるカーボンニュートラルへの貢献など導入による効果が有益であることから、タブレット導入によってデジタルトランスフォーメーションの推進を図ることとし、導入スケジュールについては、令和5年度中に導入に向けた環境整備について調査し、令和6年度末の本格導入に向けて、準備を進めていくことといたしました。

次に4点目、「議員の人材確保」につきましては、地方議会議員のなり手不足が課題となる中、それぞれの市議会で定める報酬が人口規模等によって格差があり、都市部の議会では比較的高い報酬を背景として、専門化が進んでおりますが、逆に地方部では家庭生活を支える十分な額とは言えないため、専門化が進行せず子育て世代の議員立候補者が少なく、世代的なアンバランスが生じております。地方において報酬に課題があることは認識いたしましたが、本市議会では、議員報酬については、議会運営委員会で所管し検討していることから、本委員会としては報酬についての検討を行わないことといたしました。

そのほか、地方議員のなり手不足対策として、福利厚生面での環境整備が重要との発言があり、その方向で意見集約を図ったところです。

検討の中では、「議員の健康診断への助成制度」や「立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化」、「地方議員の厚生年金加入の法制化」について検討いたしました。

その結果、「議員の健康診断への助成制度」は県内市議会の状況について調査したところ、助成制度がある市議会は一つのみで、そちらの市議会についても一般会計からの助成ではなく、互助組織からの補填ということであり、当委員会として助成制度の創設については検討しないことといたしました。

次に、「立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化」につきましては、休暇制度創設に伴い、休暇中の人材的問題が事業者の負担となることから、現時点では国へ法制化を求めることは保留することといたしました。

最後に、「地方議員の厚生年金への加入の法制化」につきましては、国の厚生年金加入者の範囲拡大の流れもあることから、法制化によって環境整備を図ることが効果的であるとの結論から、当委員会として「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」を議員発議により提出することと決定し、こののち提出される運びとなりました。

以上、これまでの審議経過と結果等について概要を述べました。議員各位のご理解をお願い申し上げ、議会改革調査特別委員会の中間報告といたします。

令和4年12月23日

議会改革調査特別委員会 委員長 長谷川 孝